平成２１年（フ）第３７１号
福井県あわら市舟津第32号２番地１
債務者　横井　浩章
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　英右
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午前11時40分
５　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第９１号
熊本県山鹿市杉351番地
債務者　桐明　幸正
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山野　史寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
岩手県陸前高田市高田町字下和野34番地11
債務者　小友　剛史
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　　哲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午前10時
５　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７号
山口県長門市油谷河原1108番地、前住所大阪府泉佐野市東羽倉崎町９番58号
債務者　中川　新吾
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
山口地方裁判所萩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４６０号
兵庫県加古川市平岡町二俣877番地福光荘２Ｆ８号
債務者　脇本　博司
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４６１号
兵庫県加古川市平岡町二俣877番地福光荘２Ｆ８号
債務者　脇本真理子
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５０７号
兵庫県姫路市花田町勅旨135番地５市営勅旨住宅４棟437号
債務者　戀木　俊三
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５７８号
兵庫県姫路市白国４丁目９番11―106号アゼリア
債務者　若槻　芳充
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５２号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅17棟43号
債務者　西野　龍美
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６５号
福岡県大牟田市平原町145番地１　フレンドコーポ102号
債務者　古賀　朝雪
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１００号
福岡県大牟田市大字白川１番地62
債務者　新谷　美香
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第２２号
長崎県壱岐市石田町山崎触671番地
債務者　赤木　信美
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第２３号
長崎県壱岐市勝本町東触193番地
債務者　豊坂　　登
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第２９号
長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1244番地１
債務者　中村紀代子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第３０１号
沖縄県糸満市西崎町３丁目193番地　シャトレ西崎402号
債務者　當間　　敦
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３０５号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1500番地の１ハウス金城201
債務者　金城　玲生
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５９号
北海道小樽市赤岩２丁目33番４号、前住所北海道小樽市高島１丁目２番６号
債務者　石井　澄子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部